

## 水質基準項目と基準値（50項目）

水道水は、水道法第4条の規定に基づき、「水質基準に関する省令」で規定する水質基準に適合する事が必要です。

項目	基準	項目	基準
一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	総トリハロメタン	0.1mg/L以下
大腸菌	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	ブロモホルム	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	塩化物イオン	200mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	蒸発残留物	500mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ジオスミン	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下
塩素酸	0.6mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
クロロ酢酸	0.02mg/L以下	pH値	5.8以上8.6以下
クロロホルム	0.06mg/L以下	味	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	臭気	異常でないこと
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	色度	5度以下
臭素酸	0.01mg/L以下	濁度	2度以下

# 水質管理目標設定項目と目標値（27項目128物質）

水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目です。

項目	目標値	項目	目標値
アンチモン 及びその化合物	アンチモンの量に関して、 0.015mg/L 以下	カルシウム、マグネシウム 等（硬度）	10mg/L 以上 100mg/L 以下
ウラン 及びその化合物	ウランの量に関して、 0.002mg/L 以下（暫定）	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.01mg/L 以下
ニッケル 及びその化合物	ニッケルの量に関して、 0.01mg/L（暫定）	遊離炭酸	20mg/L 以下
亜硝酸態窒素	0.05mg/L 以下（暫定）	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L 以下
トルエン	0.4mg/L 以下	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/L 以下
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1mg/L 以下	臭気強度（TON）	3 以下
亜塩素酸	0.6mg/L 以下	蒸発残留物	30mg/L 以上 200mg/L 以下
二酸化塩素	0.6mg/L 以下	濁度	1 度以下
ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下（暫定）	pH 値	7.5 程度
抱水クロラール	0.02mg/L 以下（暫定）	腐食性（ランゲリア指数）	-1 程度以上とし、 極力 0 に近づける
農薬類（注）	検出値と目標値の比の和として、 1 以下	従属栄養細菌	1ml の検水で形成される 集落数が 2,000 以下（暫定）
（注）水道水中の農薬については、表の下記参照。		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
残留塩素	1mg/L 以下	アルミニウム 及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.1mg/L 以下

化学物質に係る水質基準 より

- (1) 水質基準への分類要件に適合する農薬については、個別に水質基準を設定する。
- (2) 上記(1)に該当しない農薬については、下記の式で与えられる検出指標値が 1 を超えないこととする総農薬方式により、水質管理目標設定項目に位置付ける。

$$DI = \sum_i \frac{DV_i}{GV_i}$$

ここに、DI は検出指標値、  
DV<sub>i</sub> は農薬 i の検出値、  
GV<sub>i</sub> は農薬 i の目標値である。

(1)は、現在、農薬については、現在までのところ浄水から評価値の 10%を超えて多く検出される項目に該当する農薬に該当するものがないため、水質基準が設定されている項目はありません。

(2)は、それぞれの農薬について、検出値を目標値で割った値の和が 1 を超えないこととするものです。

## 要検討項目と目標値（48項目）

毒性評価が定まらないことや、浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目、水質管理目標設定項目に分類できない項目です。

項目	目標値 (mg/l)	項目	目標値 (mg/l)
銀	—	フタル酸ブチルベンジル	0.5 (暫定)
バリウム	0.7	マイクロキシチン—LR	0.0008 (暫定)
ビスマス	—	有機すず化合物	0.0006(暫定)(TBTO)
モリブデン	0.07	ブロモクロロ酢酸	—
アクリルアミド	0.0005	ブロモジクロロ酢酸	—
アクリル酸	—	ジブロモクロロ酢酸	—
17—β—エストラジオール	0.00008 (暫定)	ブロモ酢酸	—
エチニル—エストラジオール	0.00002 (暫定)	ジブロモ酢酸	—
エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5	トリブロモ酢酸	—
エピクロロヒドリン	0.0004 (暫定)	トリクロロアセトニトリル	—
塩化ビニル	0.002	ブロモクロロアセトニトリル	—
酢酸ビニル	—	ジブロモアセトニトリル	0.06
2, 4—ジアミノトルエン	—	アセトアルデヒド	—
2, 6—ジアミノトルエン	—	MX	0.001
N, N—ジメチルアニリン	—	クロロピクリン	—
スチレン	0.02	キシレン	0.4
ダイオキシン類	1pgTEQ/L (暫定)	過塩素酸	0.025
トリエチレンテトラミン	—	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	—
ノニルフェノール	0.3 (暫定)	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	—
ビスフェノールA	0.1 (暫定)	N—ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001
ヒドラジン	—	アニリン	0.02
1, 2—ブタジエン	—	キノリン	0.0001
1, 3—ブタジエン	—	1, 2, 3—トリクロロベンゼン	0.02
フタル酸ジ (n—ブチル)	0.2 (暫定)	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2

**TGK (株) 東北技術検定研修協会**

本 社 〒980-0802 仙台市青葉区二日町13-26ネオハイツ勾当台2F

問い合わせ E-mail : info@tohokugiken.com

TEL 022(738)9312 FAX 022(738)9365

お振込の場合は右記まで 七十七銀行 本店 (普) 0213691 (株) 東北技術検定研修協会 (本社住所) 〒980-0802 仙台市青葉区二日町13-26-2F